

石川県医師会国民保護業務計画

平成 19 年 2 月

石川県医師会

石川県医師会国民保護業務計画

(目的)

第1条 本計画は、石川県医師会が「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)に基づき、石川県知事が指定する指定地方公共機関として、国民保護法第36条第2項に定める業務計画を作成し、国民の保護のための措置を円滑かつ適切に実施する事を目的とする。

(実施の基本方針)

第2条 石川県医師会は、本計画の実施にあたり、国、県、その他武力攻撃事態等の対応に係る関係諸機関(以下「関係機関」という。)と相互に連携を図りながら、医療を確保するために必要な措置を講ずる。

(武力攻撃事態等への対応)

第3条 石川県医師会会長(以下「会長」という。)は、武力攻撃事態等が発生し又は発生が予測される場合、円滑な業務が遂行できるよう、救護体制の確立を図るとともに、日頃からその体制の充実、強化に努める。

(措置の内容)

第4条 石川県医師会は、武力攻撃事態等に対処するため、次の措置を実施する。

- (1) 武力攻撃事態等に対する体制の整備
- (2) 武力攻撃災害における医療の提供
- (3) 情報の収集・提供及び広報活動
- (4) 緊急処理事態に対応するための措置
- (5) その他国民保護のために必要な措置

(安全の確保)

第5条 会長は、石川県及び関係機関と連携しつつ、国民保護措置に従事する役・職員の安全の確保に十分に配慮するものとする。

(意識の啓発)

第6条 会長は、役員及び会員並びに職員に対し、武力攻撃事態等に関する意識の啓発を行うものとする。

(調査及び研究)

第7条 会長は、武力攻撃事態等における医療活動が円滑に実施できるよう、必要な調査及び研究を推進するよう努めるものとする。

(体制の整備)

第8条 国民保護業務を適切に実施するため、次に掲げる体制を構築し、その事務は本会事務局に置く。

- (1) 緊急時の連絡網の作成
- (2) 関係機関との連絡体制の整備
- (3) 平時における関係機関との連携
- (4) 計画の見直し
- (5) その他必要な事項

(非常事態発生時等における本部の設置)

第9条 会長は、武力攻撃事態等が発生し、若しくはそのおそれがある場合は、武力攻撃事態対策本部を設置し、役・職員を召集して情報の収集にあたりるとともに、必要と認める場合には、救護班等に待機を指示するものとする。

(医療救護活動)

第10条 会長は、知事から救援の要請があった時は、郡市医師会長に協力を求め、その傘下の救護班を被災地に派遣する。

- 2 救護班は、県、市町その他の関係機関と連携して医療救護活動に従事する。

(救護活動内容の報告)

第11条 救護班の班長は適時その活動状況を会長に報告するとともに被災地の状況に応じ、応援を求める等必要な指示を仰ぐものとする。

(救護活動への支援)

第12条 会長は、救護派遣班長から応援要請があった場合は、救護班の追加派遣を行うとともに必要に応じ本会の役・職員を被災地に派遣し、情報の収集や連絡調整にあたらせる。

(安否情報収集への協力)

第13条 石川県医師会は、県又は市町からの要請に応じて、自ら又は会員が把握する安否情報を提供するなど、県及び市町が行う安否情報の収集に協力するものとする。

(撤収)

第14条 会長は、被災地における医療機関の機能の回復状況を勘案し、救護班を撤収する時期を、関係機関と協議のうえ、決定する。

(職務代理)

第15条 会長に事故のある時は、あらかじめ定める順番に従い副会長が会長の職務を代行する。

- 2 副会長がその職務を代行し得ない時は、総務担当理事、救急担当理事の順で指揮をとる。

(緊急処理事態の対応)

第16条 緊急処理事態においては、武力攻撃事態等の措置に準じて対応する。